

家族経営協定書

【作成例】

経営主

経営主の妻

経営主の父

経営主の母

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定は、我が家の近代的な農業経営を安定的に継続させるとともに、健康で豊かな農家生活を築いていくため、家族全員が責任を持ちながら、意欲的に農業に取り組むことを目的として取り決める。

(経営方針)

第2条 牛・家族・まわりの人・ものすべてに感謝の気持ちを忘れず、身の丈にあった営農を実践する。経営方針、経営計画については、経営主、経営主の妻、経営主の父、経営主の母が協議し、相互に理解した上で決めるものとする。

20年から30年後の後継者が、安心して経営を行い、経営目標を持てるようにすることを今から目指す。無理な規模拡大は行わない。

(経営目標)

第3条 出荷量、販売額、所得、一頭当たりの乳量などを常に前年以上になるように飼養し、乳質番付でトップ3を目指す経営を維持する。

(家族会議)

第4条 その日の仕事を始める前、家族全員で集まり、作業や短期の計画、牛の体調等について話し合うミーティングを行い、搾乳時間や休息时间等を定める。

また、1カ月毎に目標を決め達成できるように、お互いが経営の課題をしっかり認識し、より良い経営になるように努力する。

(役割分担)

第5条 農作業と家事作業は全員が協力して行うが、各自の主な役割分担は、別表のとおりとする。

(労働時間)

第6条 労働時間、休息時間は目標として次のとおり決める。

○労働時間

農繁期（4月～10月） 7時～12時 13時～20時

農閑期（11月～3月） 8時～12時 16時～20時

○休息时间

農繁期 牧草の収穫作業が開始された場合、昼食に1時間と夜の牛舎作業前に1時間ずつ

農閑期 昼食後から夜の牛舎作業が開始されるまでの3時間

(休日)

第7条 休日は、農繁期・農閑期とも乳牛の世話があるため、特に定めない。

ただし、慶弔に伴うこと、地域の行事、各種研修会等、申告により各々の都合によりそれぞれ必要に応じて、半日から数日間の休みが取れるものとする。研修には積極的に参加する。

(収益分配・労働報酬)

第8条 収益分配・労働報酬は、次のとおり。

○労働報酬

経営主は、農業経営から生じた収益については、年齢や労働の程度により、各人に見合った金額を毎年話し合いにより定め、青色専従者給与の範囲内で支給する。労働報酬は、毎月乳代精算後に各々の口座に振り込む。

○手当

毎月の目標が達成できた場合、目標達成者に対しその難易度により、手当を支給する。

○特別手当

乳質番付トップ3以内の場合には、話し合いにより特別手当を支給する。

ただし、経営目標を大幅に下回った場合や予想外の変化により、この額が著しく不当になった場合は、話し合いにより減額することができる。

(家計費)

第9条 家計費は、経営主が全額負担する。

自動車の保険料、年金の掛け金、税金は経営主が負担する。

ガソリン代は、乳代からの控除で支払う。

家計費を家族が立て替えた場合には、経営主が現金で家族に支払う。

(家族の取り決め)

第10条 誕生日などの記念日には、お祝いする。

育児にたいし、皆が積極的に協力する。

家事等に、皆が協力する。

将来、別居の両親、祖父母の身のまわりの世話等が必要になった時は、改めて作業等について話し合いを持って決める。

(その他)

第 11 条 この協定書に規定されているものの他、必要な事項が生じた場合は、その都度家族で協議のうえ改訂できる。なお、当事者から申し立てがない場合は自動的に更新されるものとする。

(役割分担表)

分 担 内 容		主	妻	父	母
経営管理 の分担	経営の企画	◎	○	○	○
	記帳及び税申告	◎			
	顧客管理及び接待	○		◎	
	地域行事及び部会活動	○	○※	◎	○※
農作業の 分担	搾乳	◎		○	○
	機械作業全般	◎		○	
	飼料畑の管理 (計画、刈り取り、調製等)	◎		○	
	育成牛の飼養管理	◎	○	○	
	牛舎内の清掃、管理	◎	○		○
	ほ乳	○	○	○	◎
	昼の給餌	◎			
生活の分 担	炊事	○	◎		◎
	洗濯		◎		◎
	掃除	○	◎	○	◎
	買い物	○	◎	○	◎
	家庭菜園	○	○		◎

◎主担当 ○担当 ○※代理出席や女性部など

以上、協定を守ることを誓います。

平成 年 月 日

住 所 久慈市〇〇町

経営主 _____ (印)

経営主の妻 _____ (印)

経営主の父 _____ (印)

経営主の母 _____ (印)

立会人

久慈市産業経済部長 _____ (印)

久慈市農業委員会会長 _____ (印)

久慈農業改良普及センター所長 _____ (印)